

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(43)

平成21年3月26日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

畑 中 鐵 丸



同 弁護士

山 岸 純



W

被告訴訟復代理人弁護士

大 塚 陽 介



W

同 弁護士

辻 崇 成



W

同 弁護士

中 山 司 朗



W

被告は、原告準備書面(23)に対して、差し当たっての意見を述べておく。

- 1 本件鑑定については、鑑定主文、すなわち、鑑定事項に対する鑑定結果は、実験の結果として表れており、また、試料についても、佐藤教授は、佐藤教授より貴庁に対し、平成21年3月11日付でファクシミリ送信さ

れた「質問事項への回答」（以下、「本件回答書」という）において、被告の提供したディフェンシン抗体の性能は「許容範囲」（質問事項1(2)に対する回答5行目）であり、「抗体が全く使い物にならない場合には、鑑定を中止するという判断は可能であった」（質問事項2(2)に対する回答1ないし2行目）にもかかわらず、「使用に耐えうるものであったので、そのまま鑑定を実施した」旨認めている。

- 2 さらに、言うなれば、実験条件設計の裁量は、佐藤教授に委ねられていたのである。
- 3 すなわち、原告が本件鑑定を委ねるべき学術機関であると異議なく認める京都大学により、問題のない試料に基づき（ディフェンシンの性能に問題があれば何時にても異議が出せたし、被告以外の者に提供させることも可能であったが、佐藤教授は、試料について一定の評価をした上で、自らの判断において実験に用いている）、その自由な裁量により設計された実験条件により実験した結果、鑑定事項に対する一定の結果が出たのであるから、「現状よりも、有益な知見が求められる可能性」なるものは一切存在しない。
- 4 要すれば、原告がいう「現状よりも、有益な知見」とは、~~要するに~~原告にとって有利な実験結果と同義であり、かような再鑑定を許容すれば、原告にとって有利な実験結果が出るまで際限なく鑑定が実施され、いつまでたっても裁判が終了しなくなることは火をみるより明らかである。
- 5 また、鑑定は、あくまで裁判所の経験則の補完としての証拠資料を得るため実施されるものであり、一定の証拠資料が得られればそこで当然に鑑定手続は~~当然に~~終了するのであり、鑑定結果に不服の当事者が、鑑定結果に異議を唱えたり、鑑定人を論難して自己に有利な解釈を導くために、自

己に有利な証拠資料を獲得するために行われるものではない。

- 6 そして、鑑定主文、すなわち鑑定事項に対する一定の結果が文書により明らかとなり、裁判所の経験則の補完としての証拠資料が得られた以上、それで鑑定手続としては終了しているのである。
- 7 原告らは、「本鑑定について、当事者の評価が異なる」というが、鑑定主文、すなわち鑑定事項に対する各鑑定結果については、事実の問題として明らかであり、そこに疑義を容れる余地はない。
- 8 以上のとおり、再鑑定も鑑定人質問も全く必要ではなく、本件訴訟は、現在まで本訴訟に顕出された訴訟資料に基づき、すでに原被告間の主張の当否を判断する段階に来ているので、~~本訴訟は~~、速やかに結審されるべきである。

以上